項次	期別	原告得請求之金額	被告已給付之金額	被告尚應給付之金額	備考
1	102 年 12 月 (12 月 19 日至 12 月 31 日)	3690	6493	-2803	原告： 8800*13/31=3690.3 被告： 25970/4=6492.5
2	103 年 1 月	8800	7970	830	
3	103 年 2 月	8800	29970	5230	
4	103 年 3 月	8800			
5	103 年 4 月	8800			
6	103 年 5 月	8800			
7	103 年 6 月	8800	5570	3230	
8	103 年 7 月	8800	7270	1530	
9	103 年 8 月	8800	7270	1530	
10	103 年 9 月	8800	7270	1530	
11	103 年 10 月	8800	7270	1530	
12	103 年 11 月	8800	7270	1530	
13	103 年 12 月	8800	7300	1500	
14	104 年 1 月	8800	7270	1530	
15	104 年 2 月	8800	7270	1530	
16	104 年 3 月	8800	7270	1530	
17	104 年 4 月	8800	0	8800	
18	104 年 5 月	8800	9970	-1170	
19	104 年 6 月	8800	9970	-1170	
20	104 年 7 月	8800	9970	-1170	
21	104 年 8 月 (8 月 1 日至 8 月 19 日)	5394	10970	-5576	原告： 8800*19/31=5393.5
	總計	176284	156343	19941	